

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
実用新案登録第3157876号  
(U3157876)

(45) 発行日 平成22年3月4日(2010.3.4)

(24) 登録日 平成22年2月10日(2010.2.10)

(51) Int.Cl.		F 1			
<b>B 6 5 D</b>	<b>1/26</b>	<b>(2006.01)</b>	B 6 5 D	1/26	Z
<b>B 6 5 D</b>	<b>43/16</b>	<b>(2006.01)</b>	B 6 5 D	43/16	A

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号	実願2009-9014 (U2009-9014)
(22) 出願日	平成21年12月18日 (2009.12.18)

(73) 実用新案権者	390000387
	福助工業株式会社
	愛媛県四国中央市村松町190番地
(74) 代理人	100077780
	弁理士 大島 泰甫
(74) 代理人	100106024
	弁理士 稗苗 秀三
(74) 代理人	100106873
	弁理士 後藤 誠司
(74) 代理人	100135574
	弁理士 小原 順子
(72) 考案者	合田 昌史
	愛媛県四国中央市村松町190番地 福助工業株式会社内

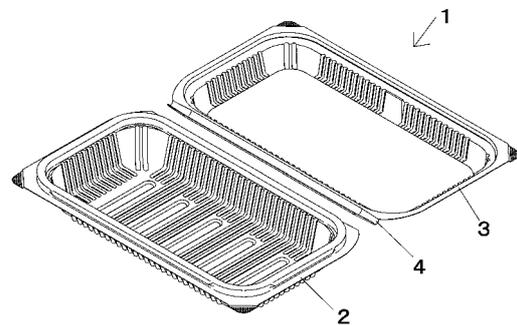
(54) 【考案の名称】 包装用容器

## (57) 【要約】

【課題】ミシン目に沿って蓋を容器本体から切り離しやすい包装用容器を提供する。

【解決手段】ゴム成分を1重量%以上含有する合成樹脂シートから成形され、容器本体と、該容器本体の上面開口を覆う蓋と、前記容器本体及び前記蓋とを連結するヒンジ部とを備え、前記ヒンジ部にミシン目が設けられることにより、前記蓋を容器本体から切り離し可能であることを特徴とする包装用容器である。

【選択図】 図3



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

ゴム成分を 1 重量 % 以上含有する合成樹脂シートから成形され、容器本体と、該容器本体の上面開口を覆う蓋と、前記容器本体及び前記蓋とを連結するヒンジ部とを備え、前記ヒンジ部にミシン目が設けられることにより、前記蓋を前記容器本体から切り離し可能であることを特徴とする包装用容器。

**【請求項 2】**

前記合成樹脂シートは、ゴム成分を 1 重量 % 以上含有する 2 軸延伸ポリスチレンシートであることを特徴とする請求項 1 記載の包装用容器。

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本考案は、蓋と容器本体とを切り離し可能な包装用容器に関する。

**【背景技術】****【0002】**

ご飯、惣菜等の食品を収容する包装用容器は、二軸延伸ポリスチレン（OPS）、ポリプロピレン等の合成樹脂シートを成形して製造される。このような包装用容器としては、食品を収容する収容凹部を有する容器本体に、ヒンジ部を介して蓋が設けられたものがある。このような蓋が容器本体に連結された包装用容器の場合、蓋を開いたそのままの状態でご飯に並べると、蓋が食卓上のスペースを奪ってしまつて邪魔になる。また、使用後、ごみとして捨てる場合にもかさばる。

**【0003】**

そこで、蓋と容器本体とを連結するヒンジ部に切り取り線を設けて、蓋を容器本体から切り離し可能とした包装用容器がある（特許文献 1 参照）。特許文献 1 記載の包装用容器は、上面が開放されたほぼ長方形の容器本体と、容器本体の一側に設けられた薄肉ヒンジ部を介して連設された蓋体とよりなる加工食品用容器であつて、ヒンジ部に平行した 2 本の切断用ミシン目を設けてあり、食事をする場合に必要に応じてミシン目で切断して、蓋体を容器本体から切り離して使用することができる。

**【先行技術文献】****【特許文献】****【0004】**

【特許文献 1】特開 2008 - 174278 号公報

**【考案の概要】****【考案が解決しようとする課題】****【0005】**

しかしながら、従来の合成樹脂製の包装用容器は、ヒンジ部に設けられたミシン目に沿って裂きにくく、誤って容器本体又は蓋が裂けてしまい、中身がこぼれてしまう場合があるという課題があつた。

**【0006】**

本考案は、上記課題を解決するためになされたもので、ミシン目に沿って蓋を容器本体から切り離しやすい包装用容器の提供を目的とするものである。

**【課題を解決するための手段】****【0007】**

上記の課題を解決するため、本考案は、ゴム成分を 1 重量 % 以上含有する合成樹脂シートから成形されたことを特徴とする包装用容器であつて、容器本体と、容器本体の上面開口を覆う蓋と、容器本体及び前記蓋とを連結するヒンジ部とを備え、ヒンジ部にミシン目が設けられ、ミシン目に沿って蓋を容器本体から切り離し可能である。

**【0008】**

従来の包装用容器にも微量のゴム成分が添加材として含有されたものがあるが、本考案においては、通常よりも大幅に多い 1 重量 % 以上、好ましくは 1 重量 % ~ 8 重量 % のゴム

10

20

30

40

50

成分を含有したことを特徴としている。このように、多量のゴム成分を含有した合成樹脂シートを用いることにより、ヒンジ部に設けられたミシン目に沿って蓋と容器本体とを切り離す際に、ミシン目に沿って直線状に切離しやすくなる。したがって、ミシン目からそれて、誤って蓋又は容器本体が裂けるのを防ぐことができる。なお、ゴム成分の含有量が上記範囲であれば十分なミシン目での切離性を得られる。また、上記範囲よりも多ければ、樹脂シートの透明性が低くなるので好ましくない。

【0009】

なお、ゴム成分としてはブタジエンゴムを主成分とするのが好ましいが、これに限定されるものではなく、イソプレンゴム、アクリルゴム、ニトリルゴム等の他のゴム成分を1種単独で、又は2種以上を組み合わせ用いてもよい。

10

【0010】

また、合成樹脂シートの主成分としては、透明性及び剛性を備えているためにスチレン系樹脂が好ましい。透明性があれば包装用容器内の内容物を外から見るができる。なお、スチレン系樹脂に限定されるものではなく、他の合成樹脂シートを使用してもよい。例えば、電子レンジでの加熱調理を可能とする場合には、プロピレン系樹脂が挙げられる。

【0011】

また、合成樹脂シートは、延伸したものをを用いるのが好ましい。延伸方法としては2軸延伸が樹脂シートの剛性を高めるため好ましいが、これに限定されるものではなく、例えば一軸延伸、多軸延伸、インフレーション延伸等の他の延伸方法を使用してもよい。

20

【0012】

なお、合成樹脂シートには、シート化の為の溶融混練時あるいは原料製造時に、本発明の目的を損なわない範囲で必要に応じて、酸化防止剤、滑材、離型材、可塑剤、顔料、染料、発泡剤、発泡核材、炭酸カルシウム等の無機フィラー、帯電防止剤、等公知の添加剤を含有することができる。

【考案の効果】

【0013】

以上の説明から明らかな通り、合成樹脂シートに1重量%以上のゴム成分を含有させた構成とすることにより、ヒンジ部に設けられたミシン目に沿って蓋と容器本体とを切り離す際に、ミシン目に沿って直線状に切離しやすくなる。したがって、ミシン目からそれて、蓋又は容器本体が裂けるのを防ぐことができる。

30

【図面の簡単な説明】

【0014】

【図1】本考案の実施形態に係る包装用容器の閉蓋状態における斜視図

【図2】本考案の実施形態に係る包装用容器の開蓋状態における斜視図

【図3】図2において、蓋を切り離した状態を示す斜視図

【図4】本考案の実施形態に係る包装用容器の閉蓋状態における正面図

【図5】本考案の実施形態に係る包装用容器の閉蓋状態における右側面図

【図6】本考案の実施形態に係る包装用容器の閉蓋状態における平面図

【図7】本考案の実施形態に係る包装用容器の閉蓋状態における底面図

40

【図8】A-A断面図

【考案を実施するための形態】

【0015】

以下、本考案の実施の形態について、図面に基づいて詳細に説明する。なお、図7において、点線で表されているものはミシン目である。

【0016】

本考案の包装用容器1は、ゴム成分を1重量%以上含有する透明な合成樹脂シートから真空・圧空成形によって一体的に成形される。図1及び図2に示すように、包装用容器1は、食品を収容するための収容凹部2aを有する容器本体2と、容器本体2の上面開口を覆う蓋3と、両者2、3を一体的に連結するヒンジ部4とから構成される。

50

## 【 0 0 1 7 】

本考案の包装用容器 1 を形成する合成樹脂シートとしては、ブタジエンゴムを 1 重量 % 以上含有する二軸延伸ポリスチレン ( O P S ) シートが用いられる。具体的には電気化学工業株式会社製の商品名「ソフリア」が用いられる。なお、ゴム成分としては、ブタジエンゴムに限定されるものではなく、他のゴム成分を用いてもよい。また、合成樹脂シートの主成分の素材としてはポリスチレンに限定されるものではなく、ポリプロピレン、ポリエチレン等のその他の合成樹脂を用いてもよい。さらにまた、延伸方法は 2 軸延伸が好ましいが、これに限定されるものではなく、例えば一軸延伸、多軸延伸、インフレーション延伸等の他の延伸方法を使用してもよい。

## 【 0 0 1 8 】

図 2、図 4 ~ 図 8 に示すように、容器本体 2 は、平面視で略四角形の皿状に形成され、その開口周縁には、蓋 3 と嵌合可能な凸状の容器フランジ 5 が形成される。容器フランジ 5 の外壁 5 a には、内側にくぼむ嵌合溝 6 が周方向にわたって形成される。

## 【 0 0 1 9 】

蓋 3 は、容器本体 2 と平面視同形状に形成され、天面部 7 と、その周縁から垂下した側壁 8 とを備える。側壁 8 の下部には、上述の容器フランジ 5 と嵌合可能な蓋フランジ 9 が形成される。蓋フランジ 9 の外壁 9 a には、内側にくぼむ凸条 1 0 が周方向にわたって形成される。この凸条 1 0 を容器本体 2 の容器フランジ 5 の嵌合溝 6 に嵌めることにより、蓋フランジ 9 を容器フランジ 5 に外嵌合により固定することができる。なお、上記では容器本体 2 及び蓋の平面視形状を略四角形に構成したが、これに限定されるものではなく、円形、三角形、五角形等の種々の形状を採用できるのは勿論である。

## 【 0 0 2 0 】

ヒンジ部 4 は、容器本体 2 及び蓋 3 のそれぞれの一端側を連結する。図 7 に示すように、ヒンジ部 4 には、容器本体 2 と蓋 3 との境界線を引くように、略直線状にミシン目 1 1 が設けられる。このミシン目 1 1 により、図 3 に示すように、蓋 3 を容器本体 2 から切り離すことができる。なお、ミシン目 1 1 は、ヒンジ部 4 のどの位置に形成してもよいが、本実施形態においては、ヒンジ部 4 と容器本体 2 との境界部分に設けられる。この構成により、蓋 3 を容器本体 2 から切り離した後に、容器本体 2 にヒンジ部 4 の一部又は全部が残らないですむ。

## 【 0 0 2 1 】

以上の構成の包装用容器 1 を利用する場合は、図 2 に示すように、容器フランジ 5 の嵌合溝 6 と蓋フランジ 9 の凸条 1 0 との嵌合状態を解除して、包装用容器 1 の蓋 3 を開く。容器本体 2 の収容凹部 2 a に、ご飯、惣菜等の食品を収容できる。そして、図 1 のように、再び容器フランジ 5 の嵌合溝 6 と蓋フランジ 9 の凸条 1 0 とを嵌合させて、蓋 3 を閉めることができる。

## 【 0 0 2 2 】

次に、蓋 3 を容器本体 2 から切り離す場合には、蓋 3 を開き、容器本体 2 を支えながら、ミシン目 1 1 の端から蓋 3 を横方向へ引っ張る。ヒンジ部 4 に形成されたミシン目 1 1 に沿って、蓋 3 を容器本体 2 から切り離すことができる。このとき、包装用容器 1 がゴム成分を 1 重量 % 以上含有した合成樹脂シートにより構成されているので、ヒンジ部 4 に形成されたミシン目 1 1 に沿って、蓋 3 と容器本体 2 とを簡単に切り離すことができる。したがって、容器本体 2 又は蓋 3 に裂け目が入りにくく、容器本体 2 又は蓋 3 が損壊せず、容器本体 2 内の食品が飛び散らないで済む。

## 【 0 0 2 3 】

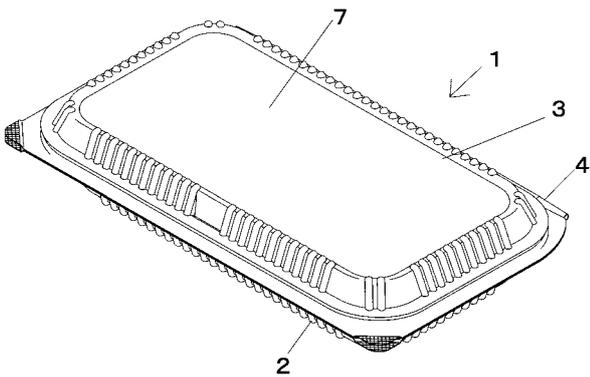
また、このように、蓋 3 を容器本体 2 から切り離すことにより、食卓に並べた時に蓋 3 が邪魔にならず、食卓にスペースができる。見栄えもよい。また、蓋 3 を取り皿や、たれ入れ、ごみ入れとしても使用することができ便利である。蓋と容器本体とを分離できることにより、ごみとして捨てる場合、かさばらないですむ。

## 【 符号の説明 】

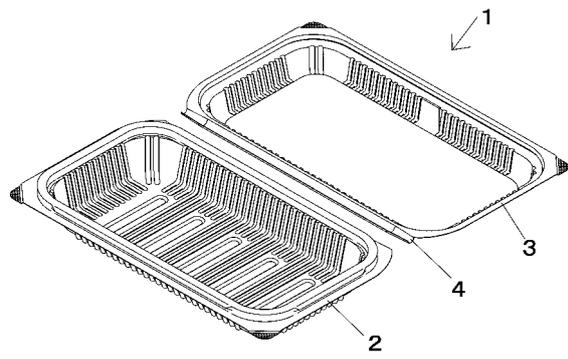
## 【 0 0 2 4 】

- 1 包装用容器
- 2 容器本体
- 3 蓋
- 4 ヒンジ部
- 5 容器フランジ
- 9 蓋フランジ
- 1 1 ミシン目

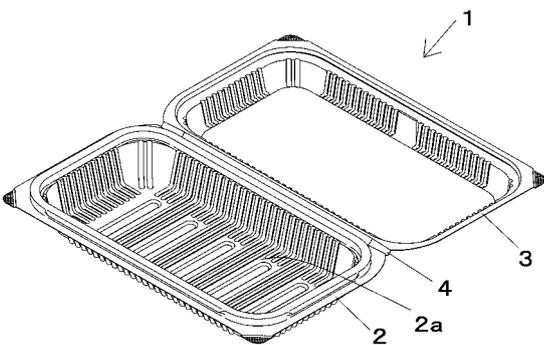
【図1】



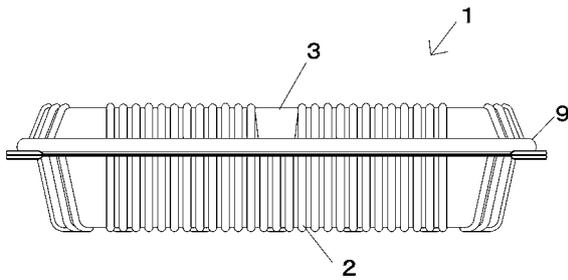
【図3】



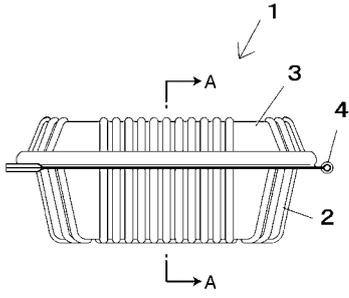
【図2】



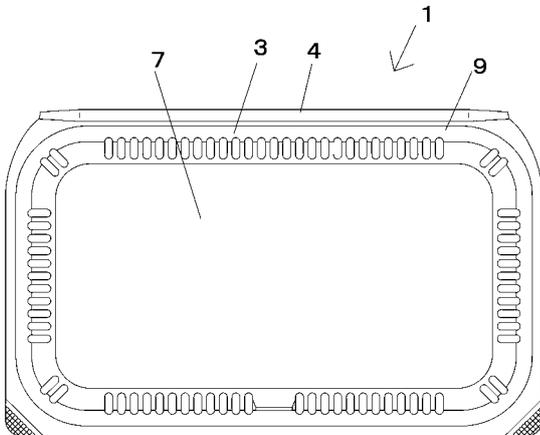
【図4】



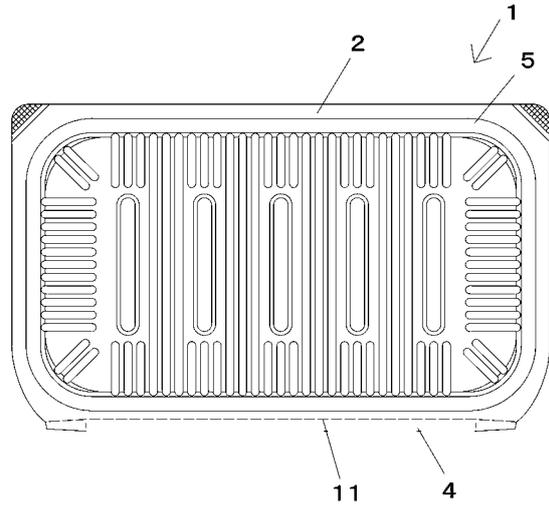
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】

